令和６年度事業計画

基本方針

令和４年２月２４日にロシアによるウクライナへの軍事侵攻が起こり、今なお戦争が続いています。この戦争はウクライナの地域的な戦闘だけでなく、世界中にエネルギーや食糧価格高騰などの影響を及ぼしています。

日本もその影響を受け、生活用品や食料品など多くの物価が値上がりしています。

また、国内では少子高齢化の急速な進行に伴う社会変化への対応のために様々な取り組みがなされています。年金問題では、年金受給開始を７０歳超も可能とする年金制度改革が行われ、また労働力確保の問題では、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正施行により、７０歳までの労働者の就業機会確保を目的とした「継続雇用制度」等の措置を企業に義務付けしています。

こういう状況の中で、シルバー人材センターには高年齢者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会の確保をし、地域に密着した仕事を提供し、就業希望者の能力の積極的な活用を図りながら、活力のある地域社会づくりに寄与する活動が求められています。

このような社会環境の中で私たちは、シルバー人材センターの基本理念であります「自主、自立、共働、共助」に則り、会員及び地域により一層信頼されるシルバー人材センターになることを目指します。

第１　事業方針

１　事業目標数値

(1) 会員の拡大

①　企業の定年延長や雇用継続などにより６０歳代のシルバー入会対象者が少なくなって来ているが、役員・職員及び会員が地域行事や就業の場で、機会を捉えながら会員の掘り起こしを行っていきます。特に女性会員の不足が顕著であることから、女性会員の勧誘を重点的に行います。

②　市広報・チラシなどによるシルバー人材センター活動のＰＲと会員募集に努めていきます。

(2)　就業開拓

①　会員拡大と就業拡大は車の両輪であることからバランスを取りながら就業開拓を行っていきます。

②　民間事業所へのシルバー人材センター事業のＰＲ、役員・職員による事業所訪問、会員による一般家庭からの掘り起こしを行い、就業確保に努めます。

受託事業

区分	６年度目標	５年度実績見込み
登録会員数(人)	158	146
受託件数(件)	1,060	1,002
契約金額(千円)	68,500	68,445
就業延日人員(人･日)	12,300	11,990
就業率(%)	87.0	80.8

派遣事業

区分	６年度目標	５年度実績見込み
登録会員数(人)	35	28
受注件数(件)	7	5
計約金額（千円）	3,000	2,314
就業延日人員(人･日)	450	362

第２　重点事項

以下の重点事項を定め取組みます。

(1) 会員の増強と就業機会の積極的な開拓
(2) 派遣事業の拡大
(3) 安全就業の徹底と適正就業の推進
(4) 自主・自立の組織づくり
(5) 効率的な組織運営と財政基盤の強化

第３　事業計画

１　雇用によらない就業機会の提供

(1) 受託事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある社会づくりに寄与するため、企業、営農者及び一般家庭からの受注を図り、地域と密着した就業機会の確保・提供を行います。

(2) 独自事業

高齢者の就業機会を広げ、高齢者が独自の創意工夫により創出する事業の取り組みをします。また、他市町村の例などを調査し新たな事業開発を進めていきます。

２　雇用による就業機会の提供

(1) 職業紹介事業

臨時的短期的な仕事又はその他の軽易な仕事を希望する一般高齢者及び会員を対象に職業紹介事業を行います。

(2) 労働者派遣事業

臨時的・短期的な仕事又はその他の軽易な仕事の範囲内で、派遣労働に該当する就業について、岩手県シルバー人材センター連合会を派遣元として派遣事業に取り組み、就業機会の提供と拡大に努めます。

また、派遣労働会員を対象に、派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように段階的かつ体系的な教育訓練を実施します。

3　就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

(1) 独自の講習事業

一般高齢者と会員を対象に、就業のための必要な技能、知識を修得することにより、より広い就業分野での仕事の確保と地域社会への貢献が出来るように講習会を実施します。

(2) 連合会が行う講習事業

岩手県シルバー人材センター連合会が行う講習事業に参加し、知識・技能を修得するように、就業希望の会員に呼び掛け参加を促します。

第４　事業推進のための活動

1　事業を推進するための諸活動及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

(1) 普及啓発事業

シルバー人材センター事業活動の理解を得るため市民、事業所、官公庁への普及啓発と高齢者の加入促進及び意識啓発を目的とし、次の事項を重点に実施します。

① 普及促進啓発月間活動(普及啓発リーフレットの配布)
② 行政機関広報を活用したセンター事業の紹介、啓発
③ 各種イベント等における啓発パンフレットの配布
④ 一般家庭への会報（広報誌）回覧等によるセンター事業の紹介
⑤ 市内各コミセンに会報（広報誌）を掲出する啓発活動
⑥ 会員の口コミによる諸活動

(2) 安全・適正就業の推進

「安全と健康はすべてに優先する」を基本に、会員の事故防止と健康管理意識の高揚に努め、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を励行し、安心して就業できるよう取り組みます。これまでと同じに、団体障害保険と賠償保険に加入し、就業については適正就業基準に基づき安全・適正就業の推進に努めます。

① 安全・適正就業推進委員会の開催
② 安全パトロールの実施

③　安全・適正就業推進月間強化月間における推進活動の実施
④　県連合会主催の「安全・適正就業研修会」への参加
⑤　安全講習会を開催します。
⑥　適正就業への取り組み
ア　臨時的、短期的又は軽易な業務であること。
イ　請負契約においては指揮命令が発生しないこと。
ウ　従業員と混在作業でないこと。（派遣事業を除く）
エ　危険有害な仕事でないこと。

(3) 調査研究

冬期の就業が不足している状況の中、独自事業による就業について、他市町村の例などを調査研究します。

(4) 就業分野の開拓・拡大

シルバー人材センターを会員の就労の場として捉えるだけでなく、会員一人一人が地域社会活動でコミュニケーションを図り、シルバー人材センター事業を紹介するなどの細やかな活動を行うことを進めていきます。これにより、会員自身が関わりを持ち就業開拓に努めるものとし、併せて高齢者のこれまでに培った能力や経験を活かした就業拡大が出来るように取り組みます。

①　役職員による公共、民間事業所の訪問活動
②　会員による営農者、一般家庭からの受注掘り起こし

(5) 相談・情報提供

入会希望者には、随時入会説明を行うと共に就労情報提供をするほか、ハローワーク、岩手県シルバー人材センター連合会の情報を収集し、雇用・就業等に係る相談及び情報提供をします。

また、会員の就労に係る苦情や心配事について相談対応します。

①　入会説明会・相談会
問い合せに応じ、随時開催する。
②　就職相談会（随時）
③　就労に係る困り事相談（随時）
④　フリーランス法施行に向けて、会員のスマホ（smile to smile システム）の使用について、相談窓口を設ける。

(6) 社会参加活動の推進

①　高齢者の生きがいの充実と福祉の充実を図るため、地域班を中心としたボランティア（清掃作業等）活動、仲間つくり、交流活動を行う。
②　サークル活動や研究会などの自主活動を通して、一般の高齢者と会員あるいは会員相互の交流活動を推進する。

(7) 組織運営

公益社団法人に関する法令を遵守しつつ、公平性、透明性を持った組織運営に努めると同時に、会員にとって魅力あるシルバー

人材センター事業を展開していきます。

① 公益社団法人としての組織運営の見直しや財政基盤の強化を図る。

② シルバー人材センター活動の指針となる「中期計画」を作成する。

③ 効果的な事務局体制の整備に向けての検討を進める。

④ 地域班及び職群班の活性化と機能強化を図る。

(8) 表彰

シルバー人材センター事業の発展に寄与し、功労があった人の表彰を行う。